

「食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例」改正案について（概要）

1 趣旨

本県では、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 54 条の規定に基づき、「食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例」（以下「食品条例」という。）により、公衆衛生の見地から必要な営業施設の基準（以下「施設基準」という。）を定めている。

令和 7 年 7 月 2 日付けで食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「規則」という。）が一部改正され、飲食店営業の一業態として「従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業」（以下「全自動調理機による営業」という。）の参酌基準が定められたため、食品条例を一部改正し、現行で定める施設基準に、全自動調理機による営業の施設基準を追加する。

2 主な改正の内容

別紙のとおり。

全自動調理機による営業の施設基準を追加する。施設基準の規定は、規則で定める参酌基準のとおりとする。

3 施行期日

改正規則の施行日とする（令和 8 年 4 月 1 日）。

なお、この食品条例が施行される以前から、従業者が常駐しない営業形態について、知事等が衛生上支障がないと判断し許可した施設については、従前のとおり営業可能とする。